介護保険適用除外（該当・変更・非該当）届

　　年　　月　　日

松浦市長　様

申請者　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　代筆者氏名　　　　　　　　　　　　申請者との続柄

　介護保険法施行法第１１条第１項及び同法施行規則第１７０条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人番号 |  | |
| フリガナ |  | |
| 氏名 |  | |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 施設名 |  | |
| 施設住所 | 電話番号 | |
| 施設種類番号 |  | ※番号は裏面参照 |
| （入所・変更・退所）年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 適用除外  （該当・非該当）年月日 | 年　　　　月　　　　日 | |
| （該当・非該当）の事由 | □入所　□退所　□その他（　　　　　　　　） | |

介護保険適用除外施設種類

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（生活介護および施設入所支援に限る） |
| ② | 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（生活介護に限る） |
| ③ | 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 |
| ④ | 児童福祉法第7条第2項の内閣総理大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。) |
| ⑤ | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 |
| ⑥ | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等(同法第7条又は第9条に規定する療養を行う部分に限る。) |
| ⑦ | 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設 |
| ⑧ | 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。) |
| ⑨ | 障害者支援施設（知的障害者福祉法第16条第1項第2号に係るもの） |
| ⑩ | 指定障害者支援施設（生活介護および施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者および精神障害者に係るもの） |
| ⑪ | 障害者総合支援法第29条第一項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者総合支援法施行規則第2条の3に規定する施設(同法第5条第6項に規定する療養介護を行うものに限る。) |